

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を上げるための取り組みを実施する。

<対策> 令和5年4月～

- ・各部署において年次有給休暇の取得計画を策定
- ・管理職から定期的に取得啓発を実施

目標2：時間外労働の削減に向けた取り組みを実施する。

<対策> 令和5年4月～

- ・業務効率化の促進および計画的な業務遂行
- ・年度毎の平均残業時間を部署ごとに確認し、管理職が時間外労働の原因を分析し、問題点を検討